

協議第28号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目第6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 議会分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 20 ページ

協定項目 第6号 議会議員の定数及び任期の取扱い

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 1. 小林市の制度等に統一する。に変更。(協議事項)

議場、委員会室等については、合併までに調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

議場については、小林市議会議場で対応する。

- ・ 参与席の増減がある場合は参与席（机、椅子）の改修を行う。
- ・ 議場の設備（議員用マイク・参与マイク設備、議員出席表示器）については、増減設を行う。

委員会は3委員会とし、委員会審議は本庁会議室等で対応する。

- ・ 総務委員会（8人） 経済建設委員会（7人） 教育厚生委員会（7人）
在任特例期間中は、総務委員会（12人） 経済建設委員会（11人）及び教育厚生委員会（11人）とする。

議員控室については、机及び椅子の増設で対応する。

- ・ 全員協議会については、議場で開催する。

会派室は現行のままとし、会派構成員の数に応じ割り振る。

議長室、応接室及び事務室については、現状どおりとする。

協議第29号

高齢者福祉関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(5)高齢者福祉関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 21 ページ

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 配食サービス
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。（利用料） 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。（実施内容） に変更（協議事項）

対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。
となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

利用対象者及び事業の進め方は小林市の例に統一する。
利用料は、合併後3年を目処に調整する。
野尻町区の事業実施の場所については、野尻町保健福祉センターに置き、緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生事業」を活用し、合併後、速やかに小林地区と同様の年末年始等を除き、年中無休、1日2食の配食サービスを実施する。開始にあたって必要な施設・備品等の整備を行う。
小林市食の自立支援事業実施及びアセスメントの実施方法については、小林市の例とする。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 22 ページ

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 緊急通報システム事業
調整方針	5. 合併後2年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）

委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。
となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

小林市は複数社選択制で事業を実施しており、野尻町はその中の一社であるため、小林市の方法に統一を行うと同時に、登録制とする。
委託料、利用者負担額の相違があるが、登録制に変更し、委託料、利用者負担額及び利用者に対するサービス等の基準も統一する。サービスの基準として、日本工業規格によるプライバシーマークの取得を義務付ける。

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 敬老関係事業
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。（合同金婚式）に変更（協議事項）

敬老関係事業及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

< 敬老会関係事業 >

野尻町のみ町主体で行っており、地域の特殊性を考慮し当面現行どおりとするが、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

実施内容、実施主体及び関係団体との調整を行う。

< 合同金婚式 >

合併時まで、小林市の例により統一する。

野尻町においては、社会福祉協議会が事務局として事業に取り組んできたが、社会福祉協議会の合併協議において、合併後は行政に事業を返還することで調整が図られた。

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 高齢者保健福祉計画
調整方針	現況調書なし

（新規協議）

小林市の制度等に統一する。

個別調整結果

小林市高齢者保健福祉計画策定懇話会、小林市高齢社会対策庁内推進会議および委員については、小林市及び野尻町の均衡を図りながら調整する。

計画の内容については、平成21年度の計画見直しの際に調整を行う。

協定項目	第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係） 地域福祉計画
------	--------------------------------------

調整方針	現況調書なし
------	--------

（新規協議）

当面現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

個別調整結果

小林市地域福祉推進協議会、小林市地域福祉推進実施要綱及び委員については、小林市及び野尻町の均衡を図りながら調整する。

計画の内容については、平成22年度の計画見直しの際に調整する。

協議第30号

保健・医療関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 保健予防分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 24 ページ

協定項目 第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】
乳児健康診査

調整方針 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処
に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

[乳児健康診査]

小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。

西諸医師会委託とする。

「赤ちゃん健康診査」とし、対象者は5～6か月児とし再診も可とする。（5か月で受診しない場合は、1歳児までも受診可とする。

問診、身体計測、集団教育、離乳食教室同時開催、小児科診察、結果説明、個別相談を行う。

[乳児一般健康診査]

医療機関での個別健診とする。

県医師会委託とする。

受診票の配布は母子健康手帳交付時、転入時に行う。

[乳児精密健康診査]

医療機関での個別健診とする。

県医師会委託とする。

精密健診の申請窓口は、一般については本庁、須木庁舎及び野尻庁舎とし、集団については本庁とする。

受診票申請及び交付は、各庁舎で対応できるものとする。

受診票は1人2回まで、1か月の期限とする。

協定項目	第25 - 9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 1歳6か月児健康診査
------	--

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）
------	---

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

[1歳6か月児健康診査]

小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。

西諸医師会委託とする。

1歳6～7か月児を対象とし、「1歳6か月児健康診査」とする。（2歳未満まで受診可、対象は誕生月単位）

問診、身体計測、歯科診察、小児科診察、結果説明、個別相談、食育コーナーにておやつを試食・相談を行う。

[1歳6か月児精密健康診査]

委託先は、県医師会、宮崎県立病院（含療育センター）、宮崎大学医学部付属病院、独立行政法人都城病院とする。

受診票は本庁にて発行し、1人1回、使用期限は1か月とする。

協定項目	第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 3歳児健康診査
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

[3歳児健康診査]

小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。

西諸医師会委託とする。

問診、検尿、視覚、聴覚検査、身体計測、歯科診察、小児科診察、結果説明、個別相談を行う。

[3歳児精密健康診査]

委託先は、県医師会、宮崎県立病院（含療育センター）、宮崎大学医学部付属病院、独立行政法人都城病院とする。

委託先での個別健診とする。

受診票は、本庁にて発行し、1人1回、使用期限は1か月とする。

協定項目	第25 - 9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 母子保健指導（訪問指導）
------	--

調整方針	5 . 合併後3年を目処に統合するよう調整する。 5 . 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更（協議事項）
------	---

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

対象者は若年母、健診や予防接種の未受診児、健診等の要フォロー児、訪問希望者（新生児）医療機関から連絡があったものとする。

実施方法は、保健師あるいは栄養士が行う。

協定項目	第25 - 9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 成人健康診査（前立腺がん検診）
------	---

調整方針	現況調書なし
------	--------

（新規協議）

小林市の制度等に統一する。

個別調整結果

個別検診の個人負担金は単独実施が1,600円、健康診査等と同時実施が600円とする。

集団検診の個人負担金は健康診査等と同時実施のみで500円とする。

減免措置は生活保護世帯とする。

日程は、個別検診については4月～1月とし、集団検診については、合同実施する検診（胃・大腸・特定健診）に準ずる。

検査内容は血液検査とする。

対象者は40歳以上の男性とする。

広報・通知方法は、個人通知、簡単ほけん、けんしんガイド、お知らせ等とする。

協議第31号

社会教育関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(17)社会教育関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

文教部会 社会教育分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 28 ページ

協定項目	第25-17号 各種事務事業の取扱い(社会教育関係) 成人の日記念行事について
調整方針	3. 現行のまま、新市に引き継ぐ。 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。(協議事項)

成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。となっていたが、以下の個別調整結果により調整方針が変更となった。

個別調整結果

開催期日(1月5日)や記念品(1,000円程度)については、合併時より統一する。

記念行事は、平成22年より小林、須木は一会場で開催するが、野尻地区については式典の形式等も異なるため会場を分けて実施する。

3年以内に、会場の収容人数等も勘案し、野尻地区も同一会場で開催するよう調整していく。

協議第32号

平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）について

平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）について、別紙のとおり提案する。

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

平成21年度 小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）

平成21年度小林市・野尻町合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,542千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金		22,998	8,306	14,692
	1 負担金	22,998	8,306	14,692
2 諸収入		2	0	2
	1 雑入	2	0	2
3 繰越金		5,000	4,764	9,764
	1 繰越金	5,000	4,764	9,764
歳入合計		28,000	3,542	24,458

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 協議会費		27,800	3,542	24,258
	1 運営費	16,761	5,100	11,661
	2 事業費	11,039	1,558	12,597
2 予備費		200	0	200
	1 予備費	200	0	200
歳出合計		28,000	3,542	24,458

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	22,998	8,306	14,692
2 諸収入	2	0	2
3 繰越金	5,000	4,764	9,764
歳入合計	28,000	3,542	24,458

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 協議会費	27,800	3,542	24,258	0	0	0	3,542
2 予備費	200	0	200	0	0	0	0
歳出合計	28,000	3,542	24,458	0	0	0	3,542

1. 歳入

(単位：千円)

科 目			補正前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1 負担金			22,998	8,306	14,692			
	1 負担金		22,998	8,306	14,692			
		1 負担金	22,998	8,306	14,692	1 構成団体 負担金	8,306	構成団体負担金 【小林市】 補正前 15,247,000円 補正後 9,741,000円 補正額 5,506,000円 【野尻町】 補正前 7,751,000円 補正後 4,951,000円 補正額 2,800,000円
2 諸収入			2	0	2			
	1 雑入		2	0	2			
		1 雑入	2	0	2	1 雑入	0	
3 繰越金			5,000	4,764	9,764			
	1 繰越金		5,000	4,764	9,764			
		1 繰越金	5,000	4,764	9,764	1 繰越金	4,764	前年度繰越金
歳入合計			28,000	3,542	24,458			

【参考資料】 構成団体負担金積算内訳

(単位：千円)

市町名	H17国 調人口	補正前			補正後			補正額		
		均等 割額 (50%)	人口 割額 (50%)	合計	均等 割額 (50%)	人口 割額 (50%)	合計	均等 割額 (50%)	人口 割額 (50%)	合計
小 林 市	41,150	5,750	9,497	15,247	3,673	6,068	9,741	2,077	3,429	5,506
野 尻 町	8,670	5,750	2,001	7,751	3,673	1,278	4,951	2,077	723	2,800
合 計	49,820	11,500	11,498	22,998	7,346	7,346	14,692	4,154	4,152	8,306

2. 歳 出

(単位：千円)

科 目			補正前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1 協議会費			27,800	3,542	24,258			
1 運営費			16,761	5,100	11,661			
1 会議費			1,406	300	1,106	11需用費	200	消耗品費
						12役務費	100	会議録作成手数料
2 事務費			15,355	4,800	10,555	3 職員手当等	2,800	時間外勤務手当
						11需用費	500	消耗品費
						14使用料及び賃借料	1,400	コピー機借上料
						18備品購入費	100	事務用備品購入費
2 事業費			11,039	1,558	12,597			
1 事業推進費			11,039	1,558	12,597	11需用費	503	組織変更ゴム印代 703 協議会だより 1,107 暮らしの便利帳 815 新市全図印刷費 987 新市封筒印刷費 735
						18備品購入費	1,055	組織変更公印代 1,055
2 予備費			200	0	200	1 予備費	0	予備費
歳出合計			28,000	3,542	24,458			